

糸魚川市建設工事等入札心得

糸魚川市が行う建設工事及び建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）の制限付き一般競争入札及び随意契約に参加する者（以下「入札者等」という。）が守らなければならない事項は、別に定めるもののほか、この心得によるものとする。

この心得は、平成 31 年 4 月 1 日以後に行う個別の公告及び随意契約から適用する。

1 入札の日程

新潟県電子入札システムによる入札の日程については、原則として次に掲げるとおりとする。ただし、案件によっては、次の日程のとおりとならない場合があるため、詳細については個別の公告で定める日程とする。

- | | |
|----------------|------------------------------|
| (1) 公告日 | 毎週月曜日の午後 1 時とする。 |
| (2) 入札参加申請 | 公告日の翌日から翌週月曜日までとする。 |
| (3) 質問受付 | 入札参加申請の期間と同様とする。 |
| (4) 質問回答 | 質問受付の締切り日の翌日から起算して 3 日以内とする。 |
| (5) 入札期間等 | 質問回答の締切り日の翌日から起算して 2 日以内とする。 |
| (6) 開札日 | 入札期間等の締切り日の翌日とする。 |
| (7) 再入札 | 開札日の正午から翌日午前 10 時までとする。 |
| (8) 保留期間 | 開札直後から翌日の正午までとする。 |
| (9) 落札者決定 | 開札日の翌々日午後 1 時以降とする。 |
| (10) 設計図書等閲覧期間 | 公告日から開札日の前日までとする。 |

2 入札書等の様式

入札書等の様式は糸魚川市ホームページ「契約・入札情報」で掲載する様式を使用すること。

3 入札の手続き

(1) 入札の参加申請

入札者等は、競争参加資格確認申請書及び個別公告で定める添付資料又は添付書類省略届の提出をすること。なお、競争参加資格確認申請書受信確認通知及び競争参加資格確認申請書受付票の発行をもって入札参加資格を認められたことにはならない。

(2) 参加資格の決定

市長は、競争参加資格確認申請書の提出期限日の翌日から起算して 3 日以内に、電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を発行する。なお、入札参加を希望する方は、参加資格が「無」で通知された場合は、入札に参加できない。

4 入札の方法

入札者は、工事費内訳書等の提出の際は、工事等の件名、提出日、入札者の氏名及び住

所を記載するものとする。また、入札書の金額と工事費内訳書等の合計金額（税抜き）は、同じになるように記載するものとする。

5 再入札

(1) 再入札書の作成

再入札書は、再入札通知書で定める期間内に初度の入札に準じて提出すること。

紙入札の場合は、必ず「再」の文字を記載すること。

(2) 工事費内訳書等の提出

再入札の場合は、工事費内訳書等の提出は不要とするが、落札者には、後日、当該落札金額に応じた工事費内訳書等の提出を求める場合がある。

(3) 次に掲げる者は再入札に参加することはできない。

ア 初度の入札において、共通公告に定める「無効」な入札を行った者

イ 初度の入札において、辞退した者

6 失格

最低制限価格を設定した入札において、入札金額が最低制限価格を下回る入札を行った者は「失格」とする。

7 質問回答書の提出

現場説明会は原則開催しないため、入札者等は設計図書等の内容に質疑がある場合は、競争参加申資格確認申請書の提出期限日までに質問回答書を電子メールにて提出すること。また、電子メール送信後電話連絡をすること。

なお、回答については、質問回答書の提出期限日の翌日から起算して3日以内に入札情報サービスに掲載する。

8 契約の締結

(1) 契約書の作成及び交付

契約書は、財政課で作成する。

落札者は、落札者決定日の午後3時以降に財政課で契約書を受け取ること。

ただし、ガス水道局が所管課となっている入札の契約書は、ガス水道局で受け取ることに。

(2) 契約書の交換

落札者は、落札者決定の通知の日から7日間以内に必要書類（解体工事に要する費用、契約保証証書等）と合わせて、契約書を財政課に提出すること。ただし、ガス水道局が所管課となっている入札の契約書は、ガス水道局に提出すること。

なお、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第9条第1項に規定する対象建設工事を請け負う場合は、解体工事に要する費用等を契約書別紙に記入の上、契約書と合体し提出すること。

9 契約保証金の取扱い

契約保証金の取扱いは共通公告に記載のとおりとする。ただし、契約変更時の契約保証金の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

(1) 増額変更の場合

市長は、当初請負金額が1,000万円以上の契約で当初請負金額の50%以上の変更契約をした場合に限り、変更後の請負金額の10分の1に相当する金額と既に納付した契約保証金の合計額との差額以上の契約保証金の納付を求める。それ以外は、免除とする。

(2) 減額変更の場合

受注者は、申し出により、契約保証金の減額を請求することができる。

(3) 工期変更のみの場合

市長は、現金及び有価証券を除き、あらかじめ保証期間が付けられている保証等については、変更後の履行期限まで保証期間の延長手続きを求める。

ただし、平成24年7月2日付で市と東日本建設業保証株式会社との契約保証金の「保証期間変更に関する覚書」を締結しているため、金額変更を伴わない工期延長のみの変更契約は、契約期間を延長した保証書の提出は不要とする。

なお、この取扱いは、東日本建設業保証株式会社の保証に限るものとし、受注者は、電話で東日本建設業保証株式会社へ工期延長の旨を伝えるものとする。

また、契約金額と工期の両方が変更となる場合は、従前どおり金額と保証期間を延長した保証書の提出をすること。

(4) 保証証書の返還

受注者は、工事完成後に保証証書の返還が必要となる場合は、契約時に契約書を交付した課へ伝えること。

10 前金払、中間前金払、部分払の取扱い

(1) 前金払

受注者は、請負代金額が130万円以上の場合は、財務規則第91条第2項及び第3項、工事約款第36条及び業務約款第35条の規定により、前金払を請求することができる。

継続工事に係る前金払は工事約款第42条、継続業務に係る前金払は業務約款第41条の規定による。

(2) 中間前金払

受注者は、次の条件を全て満たす工事請負契約は、工事約款第36条2項の規定により、当初の前払金に追加して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金を請求することができる。

なお、業務委託には中間前金払の制度がないため、請求することができない。

ア 前金払を受けていること

イ 工期の2分の1を経過していること

ウ 工程表により、工期の2分の1までに実施すべきものとされている作業がおこなわれていること

エ 出来高が2分の1以上であること

(3) 部分払

請負代金額が200万円以上の場合は、財務規則第151条、工事約款第39条及び業務約款第38条の規定により、部分払を請求することができる。

継続工事に係る部分払は工事約款第43条、継続業務に係る部分払は業務約款第42条の規定による。

(4) 部分払の回数

部分払を請求できる回数は、次に掲げるとおりとする。

ア 請負代金額が200万円以上500万円未満 1回以内

イ 請負代金額が500万円以上2,000万円未満 2回以内

ウ 請負代金額が2,000万円以上 3回以内

ただし、前金払をした場合は1回、中間前金払をした場合は2回、上記回数から減ずる。

継続工事の部分払をする回数は工事約款別表、継続業務の部分払をする回数は業務約款別表の規定による。

11 随意契約の取扱い

財務規則第142条第3項第1号に該当する随意契約（特命、見積り合せ）は、電子入札を使用しない運用とし、次に掲げる取扱いとする。

(1) 見積依頼

見積依頼は、当該契約事務を担当する課が行うものとする。

(2) 委任状

随意契約に係る見積書を提出する場合は、見積書に代表者印が押印されていれば委任状は不要とする。ただし、見積書に代表者印がなく、委任を受けた者の印が押印されている場合は、委任状が必要である。

(3) 契約相手方の決定

契約相手方を決定したときは、落札者のみに連絡するものとする。

なお、契約者以外には連絡を行わないものとする。

ただし、契約の問合せについては回答するものとする。

(4) 契約書の交換

契約書は、見積依頼を行った課で作成する。

落札者は、見積依頼を行った課で契約書を受け取ること。

(5) その他

上記以外は、制限付き一般競争入札の取扱いに準じて行うものとする。

12 その他

競争参加資格確認申請書等の負担区分と取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

(1) 競争参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、入札者等の負担とする。

(2) 提出された競争参加資格確認申請書等は、入札者等に無断で使用しないものとする。

(3) 提出された競争参加資格確認申請書等は、入札者等に返却しないものとする。